

## 試験等に関する細則

(昭和 52 年 4 月 1 日細則第 1 号)

### (目的)

第 1 条 この細則は、日本医科大学医学部学則(以下「学則」という。)第 8 条第 6 項及び第 7 項に関する必要な事項を定めることを目的とする。

### (授業)

第 2 条 本学は 6 年一貫教育の主旨に基づき、授業を前期(1. 2. 3 年次)、後期(4. 5. 6 年次)に分けて実施する。

### (試験)

第 3 条 試験は、各年次の授業科目ごとに行い、成績の評価は授業科目ごとに決定する。

2 前項で定める試験の他、総合試験を行う。

### (授業科目)

第 4 条 各年次ごとの授業科目は次のとおりとする。

第 1 年次 医学概論、医学統合プログラム 1、医学実地演習 1、基礎科学特別講義、克己殉公・人文社会科学、科学的探究 1、行動科学 1、医療情報科学・データサイエンス 1、人工知能概論、英語 1、数学、スポーツ科学、生命科学基礎、生命科学概論(生物)、生命科学概論(化学)、生命科学概論(物理)、細胞の構造と機能、組織・臓器の発生・構造と機能 1、個体の正常構造と機能 1

(計 19 科目)

第 2 年次 医学統合プログラム 2、医事法学、医学実地演習 2、医療福祉論・医療倫理学、科学的探究 2、行動科学 2、医療情報科学・データサイエンス 2、英語 2、統計学、運動生理学、組織・臓器の発生・構造と機能 2、個体の正常構造と機能 2、刺激受容と情報伝達、生体の構成物質、恒常性の調節機構、生体と微生物、免疫と生体防御

(計 17 科目)

第 3 年次 医学統合プログラム 3・生体システム概念、医学実地演習 3、症候学・臨床医学概論、国際保健、医学工学、科学的探究 3、行動科学 3、医療情報科学・データサイエンス 3、英語 3、社会医学 1、社会医学 2、薬物・放射線と生体、病因と病態、循環器、神経、呼吸器、感染症、腫瘍・放射線、消化器、内分泌・代謝、腎・泌尿器、血液、アレルギー・膠原病

(計 23 科目)

第 4 年次 救急医学、形成・再建・再生・移植、医療の質と安全、医学統合プログラム 4、基本臨床実習、行動科学 4、医療情報科学・データサイエンス 4、英語 4、

生殖機能・妊娠と分娩・乳房、成長と発達・加齢と老化・遺伝医療、運動・感覚・リハビリテーション、麻酔、皮膚、眼科、精神医学、頭頸部・耳鼻咽喉科  
(計 16 科目)

第 5 年次 内科学、外科学、産婦人科学、小児科学、精神医学、放射線医学、麻酔科学、泌尿器科学、皮膚科学、形成外科学、整形外科学、脳神経外科学、救急医学、集中治療医学、総合医療学、地域医療、耳鼻咽喉科学、眼科学、病理学、リハビリテーション学  
(計 20 科目)

第 6 年次 臨床実習総括、社会医学 3

(計 2 科目)

(成績評価)

第 5 条 成績の評価は、学則第 8 条第 2 項によって行う。

2 前項の評価において、学長は、複数の授業科目又は授業科目の一部等から構成されるプログラムについて、修了証を発行することができる。

(受験資格等)

第 6 条 受験資格は、学則第 8 条第 4 項により与えられるものとする。

2 学則第 8 条第 4 項による受験資格の有無は試験前日までに発表するものとする。

3 臨床実習生となるためには、第 4 年次の授業科目（臨床実習を除く。）すべてを修了し、医学生共用試験 CBT 及び医学生共用試験診療参加型臨床実習前 OSCE に合格しなければならない。

(出席調査)

第 7 条 出席の調査は、授業担当者又は委嘱された者が行い、その記録は教務担当者が集計する。

(再試験)

第 8 条 各授業科目の成績が合格の水準に達していない者に対しては、再試験を行う。ただし、基本臨床実習、医学統合プログラム 1、医学統合プログラム 2、医学統合プログラム 3・生体システムの概念、医学統合プログラム 4、総合試験及び追試験の再試験は、大学が出席停止を命じた場合その他の止むを得ない事情として学長が認めた場合を除き、行わない。

2 再試験は、原則として学年末に 1 回行う。

3 再試験を受ける者は、試験日程掲示後所定の期間内に手続をするものとする。

(追試験)

第 9 条 病気又は止むを得ない事情で試験が受けられなかった者に対しては、追試験を行う。ただし、再試験の追試験及び追試験の追試験は、大学が出席停止を命じた場合その他の止むを得ない事情として学長が認めた場合を除き、行わない。

- 2 追試験を受ける者は、欠席したその試験当日中に、教務課又は武蔵境校舎事務室に連絡し、3日以内に、その理由に必要な書類を添えて、学長に届出、許可を得るものとする。

(試験の実施)

第10条 試験の日程は、開始日の2週間前までに掲示する。

- 2 試験は、各科目の責任者の権限と責任のもとに行い、試験監督は科目責任者又は委嘱された教育職員と教務担当係員が行う。ただし、教務担当係員は、主として事務的仕事に当たる。

(留年)

第11条 次の各号の一に該当する者は、留年とする。

- (1) 1年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は不合格科目のある者は、1年次に留める。ただし、不合格科目が2科目以内で、1年次のグレード・ポイント・アベレージ(授業科目の成績の平均値をいう。以下「GPA」という。)が別に定める基準以上である者については、仮進級を認める。

- (2) 2年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の授業科目を含め、不合格科目のある者は、2年次に留める。ただし、次のいずれかに該当する者については、仮進級を認める。

イ 1年次の不合格科目が2科目以内である者

ロ 2年次の不合格科目が2科目以内である者で、2年次のGPAが別に定める基準以上である者

ハ 2年次の不合格科目が2科目以内かつ1年次の不合格科目が2科目以内である者で、2年次のGPAが別に定める基準以上である者

- (3) 3年次の終了時において、受験無資格科目がある者又は下級年次の授業科目を含め、不合格科目がある者は、3年次に留める。

- (4) 4年次の終了時において、受験無資格科目がある者、不合格科目がある者又は医学生共用試験 CBT 若しくは医学生共用試験診療参加型臨床実習前 OSCE が不合格の者は、4年次に留める。

- (5) 5年次の終了時において、受験無資格科目がある者、臨床実習科目に不合格科目がある者又は総合試験が不合格の者は、5年次に留める。

- (6) 6年次の終了時において、受験無資格科目がある者、不合格科目がある者、総合試験が不合格の者又は医学生共用試験診療参加型臨床実習後 OSCE が不合格の者は、6年次に留める。

- 2 GPAの算出については、別に定める。

- 3 下級年次の不合格科目の再受験については、別に定める。

(留年者の教育)

第12条 各学年の留年者は、留年した学年の全科目を再履修し、受験資格を得た上であらためて受験し、合格しなければならない。下級年次不合格科目についても再受験し、合格

しなければならない。ただし、カリキュラムの改定が行われた場合には、学長が別の定めをすることができる。

(処分)

第 13 条 次の各号の一に該当する者は、学則第 28 条及び第 38 条に準じて取り扱う。

- (1) 正当な理由なく、出席日数の不足により受験資格を獲得できなかった者
- (2) 正当な理由なく、試験を受験しなかった者
- (3) 試験中、不正行為のあった者

(改廃)

第 14 条 この細則の改廃は、大学院教授会の審議を経て、学長の決裁を必要とする。

(付 則)

この規定は、昭和 52 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 54 年 4 月 1 日改正

昭和 56 年 4 月 1 日改正

昭和 60 年 4 月 1 日改正

昭和 61 年 4 月 1 日改正

昭和 62 年 4 月 1 日改正 ただし、10(留年)の改正規定は昭和 62 年度入学者から適用し、昭和 61 年度以前の入学者は従前のおりとする。

昭和 63 年 6 月 8 日改正

平成 2 年 4 月 1 日改正 ただし、10(留年)の改正規定は平成 2 年度入学者から適用し、平成元年度以前の入学者は従前のおりとする。

平成 3 年 4 月 1 日改正

平成 4 年 4 月 1 日改正

附 則

この規定は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、10(留年)の改正規定は平成 5 年度入学者から適用し、平成 4 年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。(全面的に見直した)

附 則

この規定は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 2 条(授業)、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の改正規定は平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は従前のおりとする。)

附 則

この規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(ただし、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)及び第 11 条(留年)の規定は、平成 11 年度入学者から適用し、平成 10 年度以前の入学者は、平成 10 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条(試験科目)第 6 年次及び第 11 条(留年)第 5 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前のおりとする。)

	読み替え後の規定	平成 10 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 6 年次	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、総合試験 (計 24 科目)	公衆衛生学、病理学、内科学 I、内科学 II、内科学 III、内科学 IV、外科学 I、外科学 II、脳神経外科学、麻酔科学、産科学、婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学 (計 23 科目)
(留年) 第 11 条 (5)	6 年次の終了時において、未取得科目のある者又は総合試験が不合格の者は、臨床実習期に留める。	6 年次の終了時において、未取得科目のある者は、臨床実習期に留める。

附 則

この規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。(ただし、第 2 条(授業)、第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)、第 11 条(留年)及び第 12 条(留年者の教育)は平成 22 年度入学者から適用し、平成 21 年度以前の入学者は、平成 21 年 4 月 1 日施行の規定第 4 条(試験科目)第 2 年次、第 11 条(留年)第 1 項第 2 号を次のとおり読み替えて適用するほか、従前とおりにする。)

	読み替え後の規定	平成 21 年 4 月 1 日施行の規定
(試験科目) 第 4 条 第 2 年次	英語、情報科学演習、運動生理学、福祉社会論、医療心理学、医療倫理学、歴史学又は哲学、人間学  (計 8 科目)  医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(代謝・栄養学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学)  (計 7 科目)	英語、情報科学演習、運動生理学概論又は体力トレーニング論、福祉社会特論、臨床心理学特論、英米文化論、日欧比較文化論、倫理学、歴史学又は哲学、医学史  (計 10 科目)  医事法学、解剖学(分子解剖学)、解剖学(生体構造学)、生理学(システム生理学)、生理学(生体統御学)、生化学・分子生物学(構造生物学・代謝学)、生化学・分子生物学(分子遺伝学・栄養学)  (計 7 科目)
第 5 年次	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、総合試験  (計 19 科目)	病理学、内科学、外科学、脳神経外科学、麻酔科学、産婦人科学、小児科学、放射線医学、精神医学、整形外科学、眼科学、耳鼻咽喉科学、皮膚科学、泌尿器科学、老年医学、救急医学、形成外科学、集中治療学、リウマチ学、総合試験  (計 20 科目)

<p>(留年) 第 11 条</p>	<p>(2)2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。</p> <p>イ 基礎科学科目の必修科目に受験無資格科目がある者又は不合格の科目がある者</p> <p>ロ 取得単位数が 12.8 に満たない者</p> <p>ハ 選択科目の合格科目数が 6 に満たない者</p> <p>ニ 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者</p>	<p>(2)2 年次の終了時において、次のいずれかに該当する者は、2 年次に留める。</p> <p>イ 基礎科学科目の必修科目に受験無資格科目がある者又は不合格の科目がある者</p> <p>ロ 取得単位数が 7.2 に満たない者</p> <p>ハ 選択科目の合格科目数が 4 に満たない者</p> <p>ニ 基礎医学科目に受験無資格科目がある者又は 2 試験科目以上の不合格科目がある者</p>
------------------------	--	---

附 則

この細則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験及び手続)、第 11 条(留年)及び第 12 条(留年者の教育)は平成 26 年度入学者から適用し、平成 25 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 27 年 4 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)は平成 28 年度入学者から適用し、平成 27 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、改正後の第 4 条(試験科目)、第 8 条(再試験)及び第 9 条(追試験)は平成 29 年度入学者から適用し、平成 28 年度以前の入学者は従前のおりとする。

附 則

この細則は、平成 30 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この細則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 6 条及び第 8 条の改正規定は、令和 5 年度第 1 学年から学年進行で適用し、その他の学年については従前どおりとする。

附 則

この細則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。